

平成 27 年 9 月第 328 回定例会（第 3 日 10 月 2 日）

公明党・県民会議の天野文夫です。5 項目 7 問について、初質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の質問は、小規模保育をはじめとする多様な保育の推進についてです。

全世代型の社会保障制度の構築に向け、待機児童の解消などを目指す子ども・子育て支援新制度が今年 4 月から始まりました。小規模保育は、0 から 2 歳児を少人数単位で預かる仕組みとして新たに市町の認可事業として児童福祉法に位置付けられた地域型保育の一つです。定員は 6 から 19 人、厚生労働省によれば、その 4 月 1 日現在の認可件数は 1,655 カ所に上ります。都道府県別に見ると、埼玉県が最多の 231 カ所。次いで東京都が 219 カ所、大阪府 163 カ所、神奈川県 143 カ所と続き、兵庫県は 111 カ所設置されています。このことから、全国で活用が進んでいることがうかがえますが、注目される理由は、少人数によるきめ細かな保育が望めることに加え、認可保育所と比べて少ない敷地面積で整備できるため、マンションや空き店舗などでも設置しやすいこととされています。

大規模な保育所の開設が難しい都市部での待機児童の解消に大きな効果が期待されており、積極的に活用する自治体も増えている現状です。

例えば、熊本市は待機児童数が 397 人と政令市で 3 番目に多かったことから危機感を抱き、8 月 10 日に保育環境緊急対策をまとめています。その対策には、小規模保育を中心に地域型保育事業を 600 人程度拡充させることを盛り込んでいます。

政府も待機児童解消に向け、平成 25 年度から平成 29 年度末までの 5 年間で約 40 万人の保育の受け皿の整備を目指しており、選択肢の一つとして、小規模保育の整備を加速させていく方針であります。

我が公明党でも、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園の拡充とともに、小規模保育の整備を強力に促しています。今年 3 月末には、公明党が推進役を果たし、児童生徒が学校で事故などに遭った場合に保障する公的保険である災害共済給付制度の対象に小規模保育などを加える法改正が実現し、普及への環境づくりが進んでいます。

また、子ども・子育て支援新制度では、小規模保育のほか、5 人以下の家庭的保育、いわゆる保育ママなどの地域型保育を推進し、多様な保育を整備していくこととしています。

新制度開始から半年が過ぎ、本県においても成果や課題が少しずつ見えてきたのではないかと思います。小規模保育をはじめとする多様な保育の推進について、当局の所見を伺います。

次に、国際義肢装具協会 (ISPO) 世界大会 2019 の兵庫・神戸開催について伺います。

義手や義足は、けがや病気などで手足を失った場合にその形態や機能を復元するために装着、使用する人工の手足であり、障害者の社会復帰、あるいは社会参加に大きな役割を果たす非常に重要なものです。こうした義手や義足といった義肢装具には、近年、細かな動作を可能とするためのコンピュータ制御技術など先進的な技術が次々に導入されています。パラリンピックをはじめとする障害者のスポーツ大会では、競技用に特化した義手や義足をつけて活躍する選手をごらんになった方も多いのではないのでしょうか。民間企業では、既に義足のアスリートがオリンピックを上回る記録で優勝することを目指した義足の研究なども進められているようです。

先端技術を活用したリハビリテーションの実践は、本県でも、県立リハビリテーション中央病院に設置されているロボットリハビリテーションセンターにおいて取り組まれています。特に、腕を欠損した子供に対し、筋肉が収縮するときに生じる微量の電圧を利用して、本人の意思で指を動かすことのできる電動のロボットハンド、小児筋電義手についての訓練や研究・開発は、我が国でもトップクラスと聞いています。

こうした中、県では神戸市とも連携を図り、今年6月のフランス・リヨン大会において、2019年10月に開催される国際義肢装具協会世界大会の兵庫・神戸への誘致に成功したと聞いています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの前年に、こうした兵庫の地で、義肢装具の世界大会が開催されることは、誠に意義深いものです。この世界大会を契機として、先端技術を活用したリハビリテーションの分野で兵庫が世界のトップランナーとなるよう、更に努力を重ねていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、2019年の国際義肢装具協会世界大会の概要について、改めてご説明いただくとともに、この大会への支援も含め、新時代を開くリハビリテーションへの県の今後の取組について、知事の所見を伺います。

次の質問は、二地域就労による地域活性化についてです。

兵庫県は日本の縮図であると言われる。地方の豊かな地域資源を生かし切れず、仕事、雇用に結びついていない。一方、都市部ではビジネスやデザイン、マーケティングなどのノウハウやアイデアはあるが資源がないという全国的な傾向が本県にも当てはまると思われる。双方のニーズをマッチングさせることで新たな付加価値を生み出すことが可能となります。そのための二地域就労の推進は、一つの鍵になると思われる。二地域就労はまだ聞き慣れない言葉ですが、都市部等の企業が地方の自治体とつながり、関わり合いを持ちながら社員を就労させ、また就労を支援し、地域で一緒に新たな仕事や生業を生み出していくことを言います。

その例として、熊本県天草市の取組を紹介します。

天草市内には大学などの高等教育機関がなく、多くの若者が進学や就職で市外に出たまま戻らず、人口減少と高齢化に拍車をかけていました。主産業の農業や漁業の従事者は1980年の約1万9,000人から、2010年には6,000人を下回り、30年で

約7割も減少、高齢化と後継者不足が深刻となっています。

この現状を打破するため、従来の企業誘致施策とは異なり、地域の企業・団体等が持つ課題を解決するため、市外企業の社員が持つ知恵やノウハウ等を結び付けることにより、地域企業等の事業の高度化や販路拡大等にもつなげるものであり、プロジェクトを支援するために必要な人を誘致するものであります。

大手航空会社のANAのグループ会社であるANA総合研究所が天草市に社員を派遣し、農水産加工品等の販路拡大など、天草市の観光振興や産業振興を図るプロジェクトを行うなど、地域外の企業や人材にとっては地域との結び付きができ、事業の拡大、新たな社会貢献などの効果があり、地域側にとっては、経営の安定化や販路開拓、スキルやノウハウの習得といった、双方にとってのメリットがあります。

雇用の創出と交流人口の拡大を狙った新戦略として人口減少社会における持続可能な地域づくりにも資するものであると思いますが、地域再生の一つの手法として、この二地域就労を県としても後押ししてはどうでしょうか。

地域創生戦略においても、将来の兵庫の姿として二地域居住などの県内の交流が進み、国内外からの来訪者があふれる兵庫を展望しています。また、多様性と連携を基本姿勢として国内外との人、物、情報のダイナミックな交流を目指す上でも有効ではないかと考えます。

地域内にとどまらず、地域内外の企業間、あるいは企業と大学間の新たな関係構築を目指した二地域就労による地域活性化について当局の所見を伺います。

次に、防災・減災のための地域防災力の強化について伺います。

阪神・淡路大震災から 20 年が過ぎました。当時、美術教師だった私は、防災教育の副読本「明日に生きる」の挿絵を担当し、取材や調査をして、県教育委員会を通ったことが昨日のように思い返されます。その後、防災の担当者として防災教育にも取り組んできました。

この 20 年間、行政における防災の位置付け・環境は大きく変化したとを感じるのは私だけではないと思います。

災害は忘れた頃にやってくると言われますが、この 20 年間に発生した災害は、主なものでも新潟の中越大震災、東日本大震災、広島土砂災害、御嶽山の噴火等、県内におきましても豊岡、佐用、去年の丹波など大きな水害があり枚挙にいとまがありません。このような災害が発生するたびに、国では災害対策基本法をはじめとする関係法令等が改正され、気象庁による特別警報の運用開始など対策が講じられております。

しかしながら、南海トラフ巨大地震や県下の断層帯が全域でずれるなどの、被害が全県的に及ぶような大規模災害が発生した場合には、行政だけでは対応が困難で、自助や共助といった、いわゆる地域防災力による災害対応が不可欠であると考えます。

本県の自主防災組織の組織率は95.4%と高く、数字だけを捉えれば共助は充実しているように思います。しかし、その数字ほどには県民の災害に対する備えが整っているようには感じられません。自主防災組織の組織率に見合った共助による防災力を担保するためには、住民自らが防災意識を高めていくことが肝要ですが、行政としても適切な情報提供など、一層の住民への啓発と自主防災組織への支援を強力に進めていただきたいと考えます。

そのための方策として、まず、砂防堰堤の見守り活動の促進を提案いたします。私が住んでいる地域の市川、船場川、増井川、大野川などでは、さまざまなボランティアグループが活動しています。私も関係のある清掃ボランティア5グループとともに、川や周辺道路を定期的に清掃活動しています。

川の清掃をしている中で、何年間かごとに河床の土砂撤去を県に依頼しなくてはなりません。その地域にお住まいの水害に関心を持っていらっしゃる方と話をしておりましたら、川下の土砂をさらうだけではなく、川上を整備しなくてはだめだと言われ、山の谷間から流れ出る川の様子を見せてくれました。

また、そのほかにも山沿いに住まれている方や、川やため池付近に住んでいる方からの災害に対する不安をよく聞きます。

県では、川の上流に多くの砂防堰堤を整備しており、今年4月現在、その数は2,534基あると聞いております。この多くの施設について、行政だけで目を行き届かせることは事実上困難であると思います。日々の生活の中で、自然災害の危険を感じている住民によって、一種の見守り隊のような、防災施設を監視するボランティア活動を促進できないでしょうか。砂防堰堤は、険しい山中にあることが多く、設置から長い年月を経て、道もなくなり、容易に近づけないものもあると聞いているところです。そのような大変な任務をボランティアの方をお願いすることには課題もあると思いますが、県から重要な役割を期待されるということであれば、地域を守りたいという熱意ある方には誇りを持って取り組んでいただけるのではないかと考えます。

例えば、一般的な砂防堰堤については、土砂がたまった状態でも繰り返し、その機能を発揮することができるようですが、一般の人にはそういった知識自体が浸透していません。見守りボランティアの方には事前にそのような専門知識を学んでいただき、目的を明確にした上で見守りを実施すれば、その調査情報を生かした、より適切な維持管理にもつながるのではないのでしょうか。また、その方々自身が、住民に正しい知識を伝えていただくことによって、地域の防災力向上が図られると思います。まずは、そのような活動が可能か、試行的に取り組んではどうかと考えますが、当局の所見を伺います。

2点目は、住宅の耐震改修の更なる促進についてです。

地震が起きた際、住民の命を守る施策として現在あるのが簡易耐震診断推進事業とひょうご住まいの耐震化促進事業で、市町と兵庫県の実業として実施されています。

県内の対象戸数は平成 25 年時点で約 34.6 万戸、耐震化率は平成 25 年時点で 85.4%と聞いておりますが、耐震改修がなかなか進まないことが課題となっています。同様に、命を守る事業として神戸市が行っている耐震診断は無料、診断から耐震改修の見積もりまでの耐震おまかせパックは有料で2万円となっています。

また、共同住宅耐震精密診断補助、耐震改修補助には一般型、屋根軽量化等の部分改修型、小規模型の3種類があり、解体撤去補助、家具固定補助、家具固定専門員派遣とメニューも充実し、使いやすくなっているようです。県におきましても、行政、民間業者、専門家が力を合わせ、県民に、中でも家計のやりくりを担う主婦に分かりやすい施策としていただきたいと思います。

必ず発生すると予測される大規模地震に備え、耐震改修促進事業を利用したおかげで命が助かったという方が1人でも増えるような事業とすることは行政に課せられた責務とも言えます。住宅の耐震改修の更なる促進について、当局の所見を伺います。

次の質問は、小中一貫教育の推進についてです。

全国で進められている小中連携、一貫教育については、その取組ごとに、学校、市町、地域住民等のさまざまな思いが込められており、極めて多様な目的、実施形態となっています。児童生徒がさまざまな教職員、児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学生の中学校進学に対する中1ギャップを軽減することを目的とする。また、中学生が小学生とのふれあいを通じ自尊感情を高め、生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていくことを目的としている例もあります。

小中一貫教育では、小中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で互いに学び合い、義務教育9年間を通して児童生徒を育てる発想や認識が欠かせません。そのためには、各学校長等の管理職がリーダーシップを発揮し、小中学校教職員が一体となって取り組んでいくことが必要です。

教職員が義務教育9年間の教育活動を理解した上で、自らの果たすべき役割をしっかりと認識することで、9年間の系統性が確保されます。

また、平成 18 年の教育基本法の改正、平成 19 年の学校教育法の改正において、新たに規定された義務教育の目的・目標に掲げる資質、能力、態度等をよりよく養うことは、全ての小中連携・一貫教育に共通する基本的な目的であります。

県下では姫路市が全市域を対象に平成 20 年から魅力ある姫路の教育創造プログラムを策定し、その中の校種間連携強化プログラムに、小中一貫教育を位置付け、保幼小連携・小高連携などの異校種間連携に関する施策の充実を図ってこられました。姫路市が小中一貫教育を全市域でスタートしてから5年目となり、白鷺小学校及び白鷺中学校が一体型モデル校としてスタートし、次に1中学校・1小学校の隣接型、そして、一番多い分離型で1中学校に対し2から3小学校のモデル校として広嶺中学校区を推進し、昨年は小中一貫教育全国サミットin姫路が開催されたところです。

昨年末のまとめでは、小学校と中学校の垣根を越え、学校運営に参画しようとする教職員の意識変化が見てとれるようになり、そのことが日常の情報交換や協働実践につながり、児童生徒の不登校出現率が国・県と比べて低くなっているということが報告されています。

姫路市をはじめとする県下でのこれまでの成果と課題を踏まえて、小中一貫教育を全県下に展開することが大切であると考えます。そういう点から、県教育委員会の関与は欠かせないものと思っております。しかし、小中一貫教育を学校統廃合のために安易に利用することは慎重であるべきと考えます。実際に全国でも複数の小学校を統廃合するに当たり、保護者や地域住民の説得をするために小中一貫教育の導入を掲げるケースは少なくないようです。

このため、小中一貫教育の制度化は、学校統廃合に拍車をかけるおそれがあるとも言えます。

市町教育委員会による義務教育学校設置に際しては、きちんとした小中一貫教育のカリキュラムを用意しているか、保護者や地域住民の理解が得られているかなどがポイントになると思われます。また、ほかの小中学校との間で、学校間格差が生じない配慮のため、県教育委員会の支援は必要と考えます。

そこで、県として小中一貫教育の推進についてどう捉えておられるのか、所見を伺います。

最後に、小中一貫教育の推進に当たっての教職員の弾力的な配置について伺います。

小中の学校間で、乗り入れ指導を行う場合などに兼務先の学校において適切な児童生徒理解を図り、きめ細かい指導を行う観点から、県教育委員会からの教職員への兼務命令は有効であり、ぜひ活用していただきたいと思います。

また、例えば校長を兼務させた場合に、校長定数を減じた分の定数を教諭の定数に振り替え、小中一貫教育加配として該当校に配置するといった工夫も考えられないでしょうか。小中連携推進のため、国の制度を利用して加配措置を行っている都道府県は全体の約 19%となっています。国においては、小学校における専門的な知識または技能に係る教科等に関する専門的な指導に対する教職員定数の加配措置を平成 23 年4月に制度化したところであります。

例えば、この加配を活用し、小学校における理科教育等の充実のため、兼務命令された中学校の教員が小学校で授業を行うなど、県教育委員会において、独自の取組に加え、この専門的指導に対する加配措置を十分に活用していくことも考えられます。

小中一貫教育を推進するための教職員の弾力的な配置について、当局の所見を伺います。

以上、5項目7問について質問いたしました。ご答弁、よろしくお願いいたします。

(拍手)

それぞれご答弁いただきましてありがとうございました。

自分自身もしっかりと勉強して、これからも県民のために尽くしていくよう、勉強してまいりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。(拍手)